

第 27 回那覇市上下水道事業審議会議事録要旨

- 1 日 時 令和 4 年 7 月 15 日（金） 10 : 00 ～ 12 : 00
- 2 場 所 那覇市上下水道局 A棟 4階会議室
- 3 出席委員 神谷大介（会長）、山元知子（副会長）、有銘寛之、野崎律子、加賀谷生恵、前原信達、田島繁、謝名堂聡、喜納武子
（審議委員 10 人中 9 人出席）
- 4 上下水道局
出席者 具志堅 永（上下水道副部長）ほか、上下水道局職員
- 5 次 第
 - （1）開 会
 - （2）審議依頼
 - ①審議依頼書手交（審議議題：適正な下水道使用料について）
 - ②部長挨拶
 - （3）第 27 回審議会（議事）
 - （4）今後のスケジュールについて
 - （5）閉会
- 6 議 事 ： 適正な下水道使用料について

以下、議事要旨

（審議に先立ち本日の審議会は公開とすることを決定。ただし、傍聴者無し。）

会長：審議すべき議題「適正な下水道使用料について」事務局より説明をお願いします。

事務局（企画経営課企画調整室長）から、下水道事業について配布資料を用いて概要説明。※説明時間は約 40 分

会長：前回の審議会での「適正な下水道使用料」について議論をさせていただくことをお話しておりました。

事務局の説明では、今の那覇市の下水道事業を取り巻く状況、これまでの取り組み、多くの管路が老朽化し更新時期が近づいてきていること、また県へ支払う負担金が増額したが、値上げせずに事業運営してきた、などの説明がありました。

ご説明内容への質問、意見でも構いませんのでよろしくお願い致します。

A委員：説明資料6ページの一般会計繰入金の説明で、繰入金には2種類あり、国の基準に基づくものとそれ以外のものがあるとのことですが、これはどのような違いですか。

財政係長：(基準外)繰入金は、建設改良した場合、後で減価償却という形で費用を見ていますが、これを全て使用料に含めると現在の使用料金では賄えません。料金を抑えるために基準外として資本費に一般会計から繰り入れて充てております。また、汚水施設建設に係る人件費や建設費以外の費用も本来なら減価償却として料金に算入しますが、その分も一般会計から繰り入れております。

A委員：基準内が建設費みたいなもので、基準外は人件費などという意味ですか。

財政係長：下水道事業では、環境衛生のために水洗便所化促進業務も行っていますが、これは環境衛生に関することなので当然一般会計が担うべきものとして、その人件費を協定に定めて繰り入れています。その他汚水処理施設建設に要する事務費や人件費などの経費は、本来は減価償却として使用料金に算入しますが、一般会計から基準外として繰入金をもらい使用料金を抑えています。

A委員：繰入金が特例的なものだとしたら、その理由がなくなってしまうとら企業債の発行が増えてしまうのかと思った。

会長：この繰入も毎年予算編成で予算要求して認められているものですよ。

企画経営課長：一般会計と繰入金に関する協定を結んでいるため、毎年一定額もらえています。

B委員：資料16ページ下段の「課題を解決するための方策」として①支出経費の削減、②収入増の取組み、③下水道使用料の見直しを挙げていますが、それぞれの策による改善の割合について、③で全て改善していくのか、また、①と②でどのくらいの改善が見込めるのでしょうか。

企画経営課長：①については収入に占める割合に維持管理負担金が50%以上占めており、残りの40%で工夫して費用を抑えることにはなりますが、その残りの40%にしても人件費や修繕費その他いろいろな経費があり、今までも工夫してきておりますが、これ以上は効果的な縮減に結び付くような工夫が難しいと考えております。今までは委託などで縮減等に繋げ

てきましたが、委託できる業務も少なくなっていますし、また委託するにしても委託する業者側の人件費などの経費も値上がりしていますので、更なる経費削減は難しいと思います。ただし、今後もできる限り削減する要素を見つけて経営努力をしていきます。B委員のどれくらい費用削減を見込んでいるのかということについては明確には示せないというのが正直なところです。

B委員：これまでも非常に工夫しながらいろいろ取り組んでいるかと思いますが、①②辺りの効果が客観的に見えづらい。言葉では分かるのですが客観的に見たい。

企画経営課長：先ほど平成20年に県の維持管理負担金が43円から47円に4円上がったと示しましたが、その分の経費は値上げしておりません。この今まで値上げしてこなかったことが最大の経営努力かと思っております。

C委員：利用者が減っていく中で使用料収入増が見込めない、施設が古くて管きょも50年以上の古い管が増えている、企業債も返済と新規借入額が近い状況、県の負担金が増える、というかなり経営が厳しい状況で、使用料金は上げざるを得ないのだろうという状況は十分理解できます。

資料22 ページ案1の「償還元金額をすべて資本費として見込む場合」とは具体的に何を指しているのか。

今後もっと古い施設が増えていくので、例えば10年で見た場合は、またこの金額が変わるのではないかと、資料21 ページでの試算を5年に行っているが、なぜ5年なのか。

企画調整室長：償還元金については、令和5年度から9年度の間に戻すべき償還元金の合計から控除するべきものを除いた額を記載しています。

総括原価で必要な費用の中にどのくらい純利益を見込むのかで目安が変わってきます。その償還元金にあたる部分を利益で賄っていくというのが今回の案となり、全額充てるのであれば案1で14円、その負担額を半分にするのであれば案2の7円となります。

算定期間については、料金算定期間の基準は3年から5年となっており、その間にかかる費用支出に合わせて料金を設定することになっておりますので、まず5年という期間を定めて算定しております。

D委員：資料22 ページで14円上げた場合は、企業債借入額は約2億円になるとしていますが、資料10 ページによると県の値上げは平成20年に4円、令和2年に3円で2.5億円上がっている。2.5億円値上にも関わら

ず2億円でいいのか。県は11年間で2.5億円上げている計算だと思うが。

企画経営課長：先ほど申し上げましたが、平成20年の4円分については経営努力で吸収しているという考えです。今回負担増の3円については今回の料金増額分に算入しております。

D委員：他にも、県が11年間で2.5億円分も値上げしているが、算定期間が令和9年度までの7年後なので、県の負担金がさらに値上げすることを想定すべきではないか。

企画調整室長：負担金がさらに値上げされる可能性はゼロではないが、正式なアナウンスもないため、現時点では想定していません。

D委員：県も施設の老朽化が進むため4円、3円と上げてきている。老朽化の問題はどんどん進んでいくが、その分は見込まない14円、7円の案ということですね。

企画経営課長：そうなります。

E委員：資料2ページに「下水道事業の費用は国・地方公共団体・使用者の三者が負担」とあるが、収入源として国からの補助などは増やせないのか、使用者の負担だけが上がるのでしょうか。

企画経営課長：汚水については受益者負担という原則があり、利益を得る方々に負担していただくのが本来の姿です。地方公営企業法でも独立採算の原則として、その事業における費用は使用料で賄うことになっています。ただし、使用料だけで経費を全て賄うと料金が高くなってしまうため、原則の中で国からの補助や一般会計からの繰入れで費用を補っています。受益者負担の観点からすると、補助金や繰入金のこれ以上の増額は難しく、また限られた予算の中で増額となる要素は今のところ少ないと考えております。

E委員：主婦の立場から気になるところがあるのですが、水道料金5千円だとしたら下水道料金も入れて、いくら支払うことになるのか。案の14円、7円増額の試算は水道料金も合わせると分かりやすいと思う。

企画調整室長：水道料金が5,011円の場合、水量としては30m³になる。概算になりますが、下水道使用料が1m³あたり14円増だと30m³で税込み1

か月 462 円、7 円増だと 30 m³で税込み 1 か月 231 円増になります。一般家庭 4 人世帯の目安として 20 m³使った場合は、14 円増の場合は月 308 円程度の負担増になる。ただし、一般的に逡増制といって水量の区分によって負担の割合が違ってくるので、一概に資料 3 のように増えた量×単価というわけではないです。値上げの影響の目安とご理解いただきたい。

C 委員：整理すると、下水道料金だけだと約 1,500 円。通常は上下水道料金一緒に請求するので、水道料金も合計すると約 4,500 円の請求額で、その 4,500 円支払っている人は下水道だけで 308 円上がるということですね。

A 委員：参考資料 3 のモデルとして一般家庭 2 人世帯、3 人世帯と使用水量が単純に 5 m³ずつ増えているが、実生活において 2 人家族が一人増えたとしても単純にそうはならないと思うが。

企画経営課長：平均的な目安として 1 人あたり 5 m³、4 人世帯でおよそ 20 m³ 使用となる。もちろん一戸建てやアパート、シャワーや浴槽の違いはあるが、平均的な数値としてご了承いただきたい。

A 委員：前回の審議会で、飲食業がコロナの影響を受けるなどで使用水量が落ち込んでいると説明を受けたが、一般家庭も業務用も同じ料金体系ですか。

会長：参考資料 6 のように料金は逡増制で、使えば使うほど 1 m³あたりの単価が高くなっていく。一般家庭では低い単価になり、商業施設やホテルなど大量に使用するところは高い単価になる。

企画経営課長：参考までに、那覇市の水道料金は口径別料金体系となっており 13mm、20mm の口径が一般的です。他市町村では用途別料金体系が多くて、一般家庭用、業務用、官公庁用などとしている。那覇市は口径別で事業用と一般家庭用を分けておりません。

A 委員：今後景気が回復し使用水量が以前のように戻った場合、使用料全体としての収入は変わらないのでしょうか。

企画経営課長：将来に向けての需要予測はコロナ禍前の水準で算定しています。今後経済状況が回復していくという一般的な見解のもと、回復すると見込んだ需要量で算定しております。令和 2 年、3 年度については需

要量が落ちていますが、段階的に回復するとしています。

会長：説明資料 5 ページの図 4 でそれを示している。令和元年までは当年度純利益が約 4 億であったが令和 2 年で 1 億円、令和 3 年度では 400 万円となっており、これは維持管理負担金の値上げとコロナ禍の影響を受けて利益が減少したことを示している。資料 12 ページの図 17 は今後景気が回復すると見込んだもの。図 4 から図 17 は続いていて、図 17 は予測となります。

図 17 では維持管理負担金の値上げがあつて、今後使用水量が元に戻つたとしても純利益は 1 億 3,000 万円程度にしか回復しない、この利益では償還金元金を縮減できずに将来にツケを回すことになる、現状以上に 10 年後は施設更新に費用がかかる、管路の質は当時の技術レベルでは 50 年持つかは厳しい、(例として) 県内の橋梁の状態から推察すると厳しい状況、実際に管きよを点検してみるとさらに更新が増える可能性もある。

よって、上下水道局としてはそのあたりも考慮して 7 円という案もあるが、安全面も考慮した 14 円の案を考えて欲しいということですね。

F 委員：受益者負担の原則もあり、大筋では料金値上はやむを得ない。あとはどの程度値上げが必要かということで案 1 か案 2 になるかと思えます。

ただ説明については指標が必要で、例えば資料 22 ページの目標である企業債残高の減少について企業債残高がどの程度だと安全水準なのか。これについては 22 ページの案 1 で償還のための財源を案 1・案 2 で料金に盛り込む形で表しているかと思えますが、それ以外にも今後、議会や住民への説明を考えると有用な指標があつたほうが良いと思えます。

期間設定が 5 年とあるならその間はよほどのことがあつても変えにくいと思われるため、算定の元となる収支の数値をきちんと安全ラインで見込んで、多少厳しめに算定しても良いのではないか。料金改定の基となる資料 19・20 ページの期間やそれ以外の指標なども再度検討し厳しめに算定した方がよいと思えます。5 年後にはまた値上げするとなると不信感にもつながると思うので。

また、料金改定の具体的な考え方として 17 ページの 1-d の料金対象経費として維持管理費と資本費に分けていて、21 ページで数値化していますが、19 ページの収益的収支と 20 ページの資本的収支が 21 ページの料金設定期間とすれば、資料 21 ページの表で資産維持費を 5 年間で約 20 億円算定しているの、この 5 年間で 20 億の償還元金を支払っていくと理解しましたが、20 ページの中段にある資本的支出の企業債償還金は毎年度約 9 億円となっている (5 年間で 45 億円になる)。これには元金以外の利息も含まれているのか。21 ページで資本維持費としての数値が 19、20 ページからは読み取れないがどのように算定したのでしょうか

か。

財政係長：資料 20 ページの企業債償還元金は約 9 億円の 5 年分が約 45 億円で、一般会計が繰入金として負担する額 25 億を除いた残りが約 20 億円になる。これを資産維持費として算入しています。

企画経営課長：確かに説明資料 20 ページからは直接この 20 億円が見えない。資本的収支の表の中の資本的収入、資本的支出のうち資本的支出に「2. 企業債償還元金」があり、これが元金の償還額になります。これが令和 5 年度 9 億 2800 万、令和 9 年度まであります。財政係長が説明していたのはそのうち繰入金で入ってくる額以外の金額が 21 ページの 20 億円になっています。

F 委員：これも繰入金前提ということですよ。その前提が崩れるとおかしくなるのではないか。

企画経営課長：先ほどの申し上げたとおり一般会計と協定書を交わしているので必要な額は協定に従って収入できます。一般会計では収入予算が少なくなるとシーリングとかで何%カットなどもありますが、この繰入に関してはそのようなことはありません。

F 委員：目標設定が解り難いというか、料金設定については、誰でも納得させるためには説明材料がなるべく多いほうが良いと思います。様々な意見の方がいるので。

下水道課長：古い管渠を全部取り替えた場合の費用の試算があります。50 年経った管は全てその都度布設替えるということで算定すると、今後 100 年間で約 1,500 億円かかります。そのために実際には傷んでいるところをしっかりと確認した上で更新計画を立てています。

F 委員：1,500 億円は非現実的な数字なので、我慢できるところは我慢して修繕で持たせているということですね。

下水道課長：50 年経った管が全て使えなくなるわけではないので、単純に使用した期間だけで判断するのではなく、中の状況を確認した上で、まだ使えるものは使っていくという計画をしております。

そのストックマネジメント計画について説明すると、使用年数が長い管のうち破損が頻繁に起こっているラインを選定して、その中の状態をカメラで調査した結果で判断し、3 年、5 年などの修繕計画を立て、こ

れを繰り返します。100年で1,500億円だと毎年15億円の改築を続けることとなりますが、ストックマネジメント計画で費用を抑え、現在、汚水施設の整備費について毎年4億5千万円を計上し事業を行っております。これは経営戦略の中でも示しています。

A委員：今回の下水道使用料値上げは、県の汚水処理費の値上げが原因だとしたら、県企業局が受水費の値上げを検討している報道もあるので、水道料金も近々値上げになる予定があるのでしょうか。

一般市民は北谷浄水場のPFOS関連の対策として浄化処理の活性炭などで費用が増えて、受水費が値上げしないかを気にしていると思う。那覇市は企業局から浄水を買っているので受水費の値上げの影響がゼロではない。水道料金も値上げにならないのですか。

企画経営課長：水道料金に関しては前回の経営戦略でも説明したとおり、水道事業は良好な経営状況となっており、将来に向けての費用もしっかり確保しております。今のコロナ禍の状況でも水道事業に関してはある程度の利益が確保できています。県企業局が受水費値上げを検討しているという情報もありますが今のところすぐ料金改定する予定はありません。今後の経済回復状況や企業局の値上げがいくらになるかなど動向を見守る必要はあるので、絶対値上げしないと断言できないが「値上げしない方向で努力していきたい」というお答えになります。

A委員：今回は下水道料金改定に対しては、耐えに耐えてやってきてそのうえで料金改定になったというのなら理解できます。主婦としては水道料金についても不安である。

水は飲まないと生きていけないし、飲む以上は下水道も使うし排出もするので、反対というまでではないし、理解もできる。けれども少しでも安心したいというのもあります。

企画経営課長：直近の食料・燃料費などの値上げに対する負担感を皆さんが感じているのは承知しているところです。今回の下水道使用料金もすぐに改定するのではなく、議会の承認を得てから周知期間として6か月以上おいてからの値上げとなります。最短でも議会の承認を得た後、令和5年4月に条例改正施行、適用が令和5年6月分からで、6月検針分の支払いは8月なので、実質1年以上の期間はあります。値上げラッシュの今ではなく、少し時間的な余裕はあります。

料金改定は1年以上前からの準備が必要だということと、維持管理負担金3円値上の影響が年間1億の費用増となっていて、改定が延びれば延びるほど利益の減少に繋がるので、早く準備したいということで今回

皆さんにお諮りしています。

会長：ここまでの意見で今後、議会や住民へ説明していく中での資料などもっと必要ということでした。

委託によってどれだけの費用が削減できたのか、収入増が見込めないところがあるがその一方まだ約1万人は未接続なので、接続してもらうためにした努力とか、事情により繋げていないが接続した場合収入見込み額など、今までの経費削減努力を数値で示して欲しい。気候変動などで節電や節水が求められる状況で水をたくさん使ってくださいとは言えない。収入増が見込めない中で下水道事業を安定的に維持するための費用がこれだけという数値も示して欲しい。つまり、今まで努力してきたことをもっと数字で示していただきたい。それと、先ほどの50年経った管渠の改修費用を平準化し長寿命化していく、またメンテナンスや新技術も活用していくなどの努力を示して欲しい。

改定料金の説明については、市民は上下水道料金を一緒に支払いしているため下水道だけの金額も大事ですが、水道料金も示して皆さんが支払う額は合計でこれぐらいという見せ方などを工夫して欲しい。これらを含めて次回審議会の検討事項になると思います。

それでは、いま伺っている限りでは値上げに対する反対意見はないということでしょうか。

全委員：はい

会長：事務局としては案の7円14円のどちらかまで決めて欲しいのか、次回決めるのか。

企画調整室長：次回、案に沿って料金表をいくつか作成して提示したい。今はどの案のほうがよいと考えているのか意見としてお聞かせ下さい。

B委員：案1、案2にした時のデメリットなどが見えない。案2の「段階的な値上げ」とは具体的にはどういったものなのか。

企画経営課長：料金算定期間を5年間、令和9年度までとして算定しておりますので「段階的に」とは5年後にまた新たに料金の検討を行って必要ならば料金改定するということ。値上げ幅が大きければ大きいほど、将来の施設の整備、改修費への備えとなるため、できれば14円という要望はあります。今回7円にして5年後に残りの7円の値上げにはならなくて、10円値上げの話になることもありえます。

副会長：一時的なものかもしれないが円安やロシア関連による燃料の急激な値上げがある。その影響は資料の 19、20 ページに全く反映されていないようなのでせめて令和 4 年度だけでも反映したほうが良い。燃料代だけでなく委託費なども人件費等で通常上がっていくので、それらの値上げを見込んだ資料が欲しい。7 円 14 円を決めるため、参考程度の資料でよい。

料金改定については、5 年は長いので 3 年後に見直しても良いのではないか、もう少しスピード感があつたほうが良いと感じる。

企画調整室長：費用などは令和 3 年作成の経営戦略をベースにしています。動力費のアップ率は令和 3 年度の予算を基に 1 %程度で見込んでいる。昨今の急激な原油・物価高騰は見込んでいない。人件費の高騰も短期間で算定することは厳しい。

副会長：そういう中で 5 年という期間は長いと思います。5 年間変えないというのは厳しいと思う

会長：基本的な考え方としては、出来れば動力費や燃料費など、見積り基準が分かる資料を示して欲しい。その資料からどれくらい安く見積っているかの状況を把握したい。

今回のような一時的な変動であるなら企業債などで吸収するとか、それが恒常的な変動ならばやはり料金体系自体を変えなければならないことになると思います。

沖縄県の賃金向上という動きの中で、同じサービス内容なら金額は上がらないといけないので、委託費に関しては上がらないとおかしい。また上下水道局も委託先もどちらも費用削減、生産性を高める努力をしなければならぬ。それがどの程度になるのか。

他市町村と一般事務での合併による効率化や、公営企業事務組合形式にするとか、企業局による経営など公域化による効率化については市町村間、県のほうで議論すべきことで、この審議会でする話ではない。ここで議論できる説明や検討材料はできるだけ明瞭に出して欲しい。これで大丈夫かという不安に関してはその部分をどれだけ見積もるかは難しいので、基本となる原価部分について、このデータで計算していて、例えば 10 円安く見積っているかなどを出してください。そこで 7 円で大丈夫なのか、14 円なのか、実はもっと上げないといけないのではないかと議論をした方がいいのかなと思います。

C 委員：自分は、いくつかのタイプを示してもらったうえで、その中で判断していくのかなと思っていた。今日この中で決めるのというのは非常に

重いと思っている。

上下水道局がどの案が良いか意見を示して欲しいということはわかりますが、次回、先ほど話された資料を示してもらったうえで、選ばせていただきたい。

企画経営課長：いまおっしゃっていた判断するために必要な材料、資料、数字などを準備して次回の審議会で示していきたいと思います。

事務局としての案1、案2についても何㎡までをいくりにするのか、基本料金をいくりにするかなどパターンを作成して、新たにお示しする資料とともに次回判断していただければと思います。

今回、値上がりはやむを得ないという意見でまとまって、次回は改定の水準をどれくらいに持っていくかという議論をしていただくということによろしいですか。

全委員：はい。

会長：先ほどの意見にあった、負担の判断の根拠となる14円ではなく7円にした時のデメリットなども示していただきたい。改定金額と償還金以外の話もあるなら次回説明いただきたい。

企画経営課長：物価の高騰などを純利益の部分で吸収するなどの考えもあります。それらも含めて次回、お示しできればと思っております。

会長：次回までにいろいろとリクエストさせていただきましたが、また資料を揃えていただいて次回の審議にしたいと思います。

(審議終了)

事務局：本日の審議会の報告書は事務局でとりまとめて神谷会長へ内容確認していただき作成したいと考えております。また、議事録要旨についてはホームページにて公開したいと考えております。

今後のスケジュールは第28回審議会を8月17日(水)14時～16時、第29日審議会8月29日(月)14時～16時に予定しております。現時点で皆様の出席を確認しておりますが、急用等で参加できない場合は事務局までご連絡ください。

それでは、委員の皆さま、長時間のご審議ありがとうございました。以上をもちまして第27回那覇市上下水道事業審議会を閉会いたします。ありがとうございました。